

(可決)

ロシアによるウクライナへの侵略に対して抗議する決議

2月24日、ロシアは国際社会の度重なる警告を無視しウクライナへ侵攻した。

この行為は国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。

このように、力を背景とした一方的な現状変更をしようとする軍事侵攻は、明白な国際法違反であり断じて容認することができない。

さらに、ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人は緊迫した状況のなか、安否確認の対応に追われるなど厳しい状況におかれている。

よって、本議会においては、国際秩序への挑戦ともいえる今回のロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、即時攻撃を停止し完全撤退を求めるものである。

また、政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度でロシアに対して迅速かつ厳格な制裁措置をとるよう強く要請する。

以上決議する。

令和4年3月3日

青 森 県 議 会

(第309回定例会・発議第1号・田中順造外45名提出)

(可決)

水田活用の直接支払交付金見直しについて柔軟な対応を求める意見書

我が国における米の消費量は、食の多様化が進むとともに、人口減少の進行により、年々減少していることに加え、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用米の消費が落ち込み米価が下落する状況となっている。

このような中、国から水田活用の直接支払交付金の見直しが発表され、今後5年間に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田にしないことや、飼料用米等の複数年契約に対して加算していた10アール当たり1万2,000円の交付金を廃止し、経過措置として継続分に対して6,000円を支援すること、牧草では収穫のみを行う場合、1万円に減額することなどの方針が示された。

国は、見直しの趣旨として、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆等の生産を定着させるとともに、高収益作物の導入などにより地域の特色を生かした魅力的な産地づくりを支援するとしている。

しかしながら、本県においては、交付対象水田の見直しによる5年に1回の水張りとは水田機能の維持の関係について根拠が明確でないことや、固定化している転作作物の作付計画を再検討しなければならないことなどが懸念されている。また、牧草では5年を超えるサイクルで更新されている実態があることや交付金の減額により耕作放棄につながることなどが心配されている。

よって、国においては、今後の水田活用の直接支払交付金の詳細な取り決めに当たり、各自治体や生産現場の意見を取り入れて実状に配慮し、農家が希望をもって永続的に営農できるよう柔軟な対応を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月11日

青 森 県 議 会

(第309回定例会・発議第2号・田中順造外36名提出)

(否決)

水田活用の直接支払交付金見直しについて白紙撤回を求める意見書

米をめぐるのは、近年の人口減少や、食の多様化による消費の減退のほか、いまだ続くコロナ禍で、外食向け業務用米の需要が減少し、民間在庫も増加する等、厳しい需給環境に置かれています。この状況の改善を図るため、全国の現場生産者の努力によって、その地域の特色や気候に合った作物を選択し、大規模な作付転換が進められ、主要食米の需給安定と生産者の経営安定、地域の農業生産基盤の強化に努めてきました。

このような中で、今回、水田活用の直接支払交付金の見直しが示され、急激な制度変更によって、生産者の中長期的な営農計画や地域の生産基盤に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

今回の唐突な見直しは、主要食米の受給だけでなく、飼料用米をはじめとする水田活用米穀や、小麦、大豆、飼料作物などの転換作物の需給にも影響が懸念されます。また、水田農家の収入減少による収支の悪化や離農の懸念、除外水田への賦課金の納付財源確保と負担増加など、土地改良区の維持管理への懸念、交付対象外の水田増加による基盤整備計画事業の停滞への懸念、水田の資産価格の低下による借入金の担保額の低下や農地引き取り手の減少、それによる荒廃農地の増加への懸念、中山間直接支払や多面的機能支払の交付対象から除外された場合による影響など、懸念の声が上がっています。見直しは、これまで培われてきた農業・農村施策や農業者の営農に大きな影を落としかねません。

よって国は、今回の水田活用の直接支払交付金の見直しについて、まずは懸念を持つ現場の農業者に十分な説明を行いつつ、見直しによる影響について、生産現場の連絡調整を図る地方自治体と連携して検証を行い、生産現場への大きな混乱や営農断念が生じないよう、白紙撤回を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月11日

青 森 県 議 会

(第309回定例会・発議第3号・田名部定男外8名提出)

(否決)

介護職の給与引き上げを全額国費で行うことを求める意見書

「老人福祉・介護事業所」の倒産が 2019 年、2020 年と過去最高を更新、2021 年もコロナ禍で利用控えが長期化、感染防止等の費用負担が経営を圧迫しています。

全産業平均より 8 万円も低い介護職の給与が人員確保の障害になっているも
とで、政府は、2022 年度介護報酬改定により、収入を 3% (平均月額 9 千円程度) 引き上げる予算を計上しました。今年 2 月から 9 月分までは交付金 (21 年度補正予算) で実施し、10 月以降は介護報酬上での対応に切り替える予定です。

補正予算では、全額国庫負担ですが、10 月以降は国の負担が大幅に減り、自治体負担やサービス利用者・被保険者の新たな負担増が懸念されています。

「応益負担で国の責任を投げ捨てるもの」 (介護事業者) との批判も強く、現場の声を受け、「負担が過重にならないよう必要な措置を」 (全国市長会) 求める動きも起きています。

よって、介護職の給与引き上げを全額国費で行うことを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 4 年 3 月 1 1 日

青森県議会

(第 309 回定例会・発議第 4 号・田名部定男外 8 名提出)